

森の芸術祭機運醸成イベント助成金交付要綱

（目的）

第1条

この要綱は、「森の芸術祭・晴れの国おかやま2027」開催に向け、市内で活動する団体が自主的に実施する機運醸成イベントを支援するため、その経費の一部を助成し、地域全体で芸術祭を盛り上げることを目的とする。

（助成対象者）

第2条

助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内を拠点として活動する団体
- (2) その他高梁市森の芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が適当と認める団体

（助成対象事業）

第3条

助成対象となる事業は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 森の芸術祭の機運醸成に資する内容の市内イベントであること。
- (2) 広く一般の参加が見込まれること。
- (3) 営利のみを目的としないこと。
- (4) 岡山県の助成金等を受けていないこと。
- (5) 公序良俗に反しないこと。

（助成対象期間）

第4条

助成対象事業の実施期間は、令和8年9月1日から令和8年11月30日までとする。

（助成金額）

第5条

助成金の額は、助成対象経費以内とし、1事業当たり5万円を上限とする。ただし、申請の受付は先着順とし、予算の範囲内で交付する。

（助成対象経費）

第6条

助成対象経費は、イベント開催に直接必要な経費とし、次に掲げるものとする。

- ・ 会場使用料
- ・ 消耗品費
- ・ 印刷製本費
- ・ 広告宣伝費
- ・ 講師謝金
- ・ 保険料
- ・ その他実行委員会が必要と認める経費

ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- ・ 飲食費（参加者への提供分）
- ・ 団体又は個人の経常的な運営費
- ・ 備品購入費（資産形成となるもの）
- ・ その他助成対象として適当でないと認める経費

（申請期間）

第7条

募集期間は、令和8年8月10日から令和8年10月30日（必着）までとする。

（交付申請）

第8条

助成金の交付を受けようとする者は、原則イベント開催日の3週間前までに、次の書類を実行委員会へ提出しなければならない。

提出書類

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体又は事業内容が分かる参考資料

（交付決定）

第9条

実行委員会は申請内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、申請者へ通知するものとする。

（事業変更）

第10条

事業内容を変更又は中止するときは、速やかに実行委員会に届け出なければならない。

2 実行委員会は、前項の申請があったときは、変更等の内容を審査し、森の芸術祭機運醸成イベント変更等通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条

イベントが終了した日から30日以内に、次の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書等の写し
- (5) 実施状況が分かる写真又はチラシ等

（助成金の確定及び交付）

第12条

実行委員会は、前条の報告をうけた場合において、その結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、森の芸術祭機運醸成イベント助成金確定通知書により当該事業者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第13条

実行委員会は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附則

この規程は、令和8年8月10日から施行する。